

指定障害福祉サービス事業京都市東高瀬川センターヘルパーステーション運営規程
(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人京都老人福祉協会が設置する京都市東高瀬川センターヘルパーステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定行動援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、障害者等（以下、「利用者」という。）及び障害児の保護者（利用者を含め、以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所が行う指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業所が行う指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 3 事業所が行う指定行動援護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 4 居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護等サービスの提供ができるよう努めるものとする。
- 5 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 6 前5項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び人員、設備及び運営の基準等に関する条例に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 京都市東高瀬川センターヘルパーステーション
- (2) 所在地 京都市伏見区北端町44-7

(職員の職種、員数、及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員。サービス提供責任者兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し、法令等において規程されている居宅介護等の実施に関する規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 3名以上

サービス提供責任者は、居宅介護等の計画を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明のうえ交付するほか、事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 5名以上

従業者は、居宅介護等の計画に基づき居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする。

(2) 営業時間 8時半から17時までとする。

(3) サービス提供時間 6時から24時までとする。

※時間外は相談に応じます。

(居宅介護等の内容)

第6条 事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護等の計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

ア 食事の介助

イ 排せつの介助

ウ 衣類着脱の介助

エ 入浴の介助

オ 身体の清拭、洗髪

カ 通院等の介助

キ その他必要な身体の介護

(3) 家事援助に関する内容

ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修

ウ 住居等の掃除、整理整頓

エ 生活必需品の買物

オ その他必要な家事

(4) 重度訪問介護に関する内容

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排せつ又は

食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

(5) 行動援護に関する内容

- ア 利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
- イ 外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護
- ウ その他利用者が行動する際に必要な援助

(6) 同行援護に関する内容

- ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
- イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ウ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (6) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言及び関係機関との連絡。

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 指定居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合の実費を支給決定障害者等から徴収するものとする。

4 サービス提供予定日の前日午後5時までに連絡がない場合、計画されたサービス所要時間に対して30分につき150円の割合とする金額をキャンセル料として徴収するものとする。

5 第1項から第4項までの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

6 第1項から第4項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、京都市伏見区役所本庁管内地域、伏見区役所深草支所管内地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事業の主たる対象者とする障害の種類)

第10条 事業所において指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 指定居宅介護

身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者

(2) 指定重度訪問介護

障害程度区分4～6に該当する身体障害者、知的障害者、精神障害者

(3) 指定行動援護

(ア) 知的障害者（18歳末以上の者は障害支援区分3～6に該当する者）

(イ) 障害児

(ウ) 精神障害者（18歳末以上の者は障害支援区分3～6に該当する者）

(4) 指定同行援護

(ア) 視覚障害を有する身体障害者（18歳未満の者を除く）

(イ) 視覚障害を有する障害児（18歳未満の身体に障害のある児童のみ）

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の定期的な開催及び委員会での検討結果について職員への周知徹底

（身体拘束等の禁止）

第12条 事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束等適正化検討委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

（苦情解決）

第13条 提供した居宅介護等に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第1項の規程により市町村が、また、法第48条第1項の規程により京都府知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護等事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市町村、又は京都府知事及び市町村

長が行う調査に協力するとともに、市町村、又は京都府知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規程する運営適正化委員会が同法第85条の規程により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（衛生管理等）

第14条 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

- 2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知
 - （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - （3）事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

（業務継続計画の策定等）

- 第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての重要事項）

第16条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- （1）採用時研修 採用後6カ月以内
 - （2）継続研修 年2回
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に盛り込むものとする。
 - 4 事業所は他の指定居宅介護等事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。
 - 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 6 事業所は、利用者等に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
 - 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人京都老人福祉協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成23年2月1日から施行する。

平成24年4月1日 改定

平成25年4月1日 改定

平成26年2月1日 改定

平成29年10月1日 改定

令和4年4月1日 改定

令和5年1月20日 改定

令和7年4月1日 改定